

児童通所サービスの申請について

I. 申請までに準備していただくこと

(1) サービス受給対象となる児童かどうか確認する（いずれか1つ）

- ① 障害者手帳を所持している。（身体 or 療育 or 精神）
 - ② 特別児童扶養手当などを受給している。
 - ③ 医療機関などによる診断書・意見書を所持している。
- ※ 受給可否が不明な場合は、障害福祉課にお問い合わせください。

(2) 通所事業所を決める（定期的な利用が可能か事業所へ確認する）

事前に事業所に電話をし、支援内容や空き状況をご確認ください。

確認後、お子様と一緒に事業所を見学してください。



- ※ 姫路市ホームページ上の事業所一覧（児童発達支援、放課後等デイサービス）をご参照ください。 URL： <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000001185.html>
右上の二次元コードからもアクセス可能です。また、姫路市ホームページ上の検索ボックスに「1185」と入力すると、検索結果の上位に該当ページが表示されます。

(3) 計画相談支援事業所を決める

お子様のサービスの利用計画を立て、個別相談に応じてくれる事業所を決めてください。計画相談の際は、計画相談専門員がご自宅等へ訪問します。

- ※ 事業所一覧（障害児相談支援）のページをご参照ください。
- ※ 計画相談支援事業所が決まらなかった場合は、障害福祉課にご連絡ください。

II. 申請後の流れ

(1) 計画相談支援事業所が決まった場合

- ① 計画相談専門員が家庭訪問し、お子様の様子や生活環境などについて伺います。
- ② 計画相談専門員が①を基にサービス利用計画書（案）を作成し、保護者の方に内容をご確認いただいたうえで、障害福祉課に提出します。
- ③ サービス利用計画書（案）等が提出された後、受給者証を発行しご自宅に郵送します。（受給者証発行までに約2～3週間かかります。）

(2) 計画相談支援事業所が決まらなかった場合（セルフプラン）

- ① 障害福祉課までお電話ください。職員との面談の日程調整を行います。
- ② お子様と保護者の方に障害福祉課へ来ていただき、お子様の様子や生活環境等について伺います。
※ 別紙「基本情報（セルフプラン）」を印刷、ご記入のうえご持参ください。ご記入いただいた情報を基にお子様の様子をお伺いすることで、面談時間が短縮できます。
- ③ 面談の際に、サービス利用計画書（案）（セルフプラン用）をお渡ししますので、面談直後又は後日、ご記入のうえ障害福祉課にご提出ください。
- ④ サービス利用計画書（案）等が提出された後、受給者証を発行しご自宅に郵送します。（受給者証発行までに約2～3週間かかります。）

※ 受給者証が届き次第、通所予定の事業所へ提出し、サービス利用を開始してください。

利用開始までの流れ（フローチャート）

